

二箇の相承

一

二箇の相承については、日蓮正宗の信徒は何等の疑いももたず、年々歳々の四月六日七日の法要の御虫払いで、その信念を確固なものとして、法悦にもえている訳である。だが他門徒においては、この二箇の相承を偽物なりとして、我に向つて妄言を今なお吐いてやまないのである。

だがしかし、大聖人が日興上人に御付嘱あつたことは、日蓮正宗の化儀化法を公平な眼でみる時に、さもありませんと言ふことが、余りにも多すぎるのである。

先ず、一番目につく僧侶の法衣にしてみても、随分と一般の日蓮宗と異なることが多いのである。大概の日蓮宗の偉い僧侶は、小倉百人集の絵札のような恰好をして出てくるが、日蓮正宗の僧侶は、薄墨白五条といった、大聖人の往時の面影を伝えていて美しい。

こんなことは、些細なことであつて、問題にはならないというだろうが、中々考えように依つ

ては重大なことである。衣というものは人の心を現わすものである。赤い法衣紫の袈裟となれば、他宗に位した時のてらいの心持が既に現われておる。誇法の者と共に位しようとする心が現われておる。

日蓮正宗の法衣については、日寛上人の「当家三衣抄」があつて詳細を極めているから今こゝでは詳論しない。

さて一番肝要な信心においてはつきりとして他門日蓮宗との相違が全くわかる。日蓮正宗の信仰は戒壇の大御本尊さまを中心とする御本尊に限られておる。あなたのお家に行つても御本尊さまがまつられており、末寺も総本山も御本尊さまに変わるところがない。檀家―末寺―本山―総本山と少しも信心の対象が変らないのである。信心を中心とすれば、これは当然のことであろうが、この当然が他門の日蓮宗ではそうはいかない。色々なものが、寺々にまつられて、御本尊がまちまちであつて、これを不思議としない。これは一体どういふことであるのか、どこか狂つてゐるのではないかしら、一寸狂えば一尺狂うのである。

これは、日蓮正宗には七百年の間、狂いを生じないなにかがあつたからではないのだろうか。

これは狂いを生じないように、対照物たる御本尊さまが、巖然としていたからではないのかしら。日蓮正宗だけが、他の日蓮門下と異なつて、御本尊の書写は、唯授一人の御法主に限つてお

る。

これでは御本尊さまに誤りのある筈がないのである。この正しい御本尊に信を致せばこそ、正宗の信心は御本尊一本にしほることが出来るのであろう。

ちなみに永仁三年（祖滅十四年）の日昭上人の御本尊を拝すると南無妙法蓮華經、日昭とあつて日蓮大聖人は何処にあるかと思うと、南無伝教大師の隣りに南無法主聖人とある。また正和二年（祖滅三十二年）の日朗上人の御本尊には向つて右方に南無天合大師とあり左方に伝教大師はなくて、南無日蓮聖人となつており、南無妙法蓮華經の下に日朗と花押があるのである。

日蓮正宗にはかかる形式の御本尊書写はなく、南無妙法蓮華經 日蓮と花押があり、歴代法主は日興上人の御本尊と同様に、向つて左方に署名花押があるのである。

即ち「日蓮在御判と嫡々代々と書くべしとの給う事如何、師の曰く深秘なり、代々の聖人悉く日蓮なりと申す意なり」聖典（三七九ページ）御本尊七箇之相承にあるのがこの意である。

また、南無妙法蓮華經 日蓮 とあるのは、

「御義口伝に云く此の妙法蓮華經は釈尊の妙法に非ざるなり、既に此の品の時上行菩薩に付嘱し給う故なり、惣じて妙法蓮華經を上行菩薩に付嘱し給うことは、宝塔品の時事起り、寿量品の時こと頭れ、神力囑累の時ことおわるなり」（全集七七〇ページ）とあることをお示しになったのであると解釈してよいと思つのである。

すると、南無妙法蓮華經と書いて、その下に、日昭、日朗とすることは、大いなる間違と言わねばならない。

こと御本尊に関して勿体ないことであり、平僧の云々すべきことでないので、これは筆をここですとめておく。

さて、大聖人の日興上人への付囑を否定する人は、大聖人が弘められた妙法を如何に解釈しておるのであるうか。

大聖人がすでに、上行菩薩として御付囑を受けたことを忘れていないかしらと思うのである。

「上行菩薩と申せし老人を召しいだして、多宝仏十方の諸仏の御前にして、釈迦如来七宝の塔中にして、妙法蓮華經の五字を上行菩薩にゆづり給う」(註一)

「釈迦如来を本師となし、結要之付囑を勘へ上行菩薩の流れを汲んで師資相承の血脈を列ぬる也」(註二)

法華經の説相は肯定し得ても、大聖人と日興上人との関係においては、師資相承を否定するのは肯定が出来ないではないか。私は日昭上人も日朗上人も、この大聖人と日興上人との師資相承を御承知であったからこそ、日興上人の御本尊と、日昭上人、日朗上人のお書きになった御本尊とが、大変に違うと言いたいのである。私は日昭上人や日朗上人の御本尊を拝見した時に、「自

分には御相承がありませんでした」と、はっきり御本尊さまがことわっておるような気がしたのである。

二箇相承とは、

「日蓮一期の弘法、白蓮阿開梨日興に之れを付嘱す、本門弘通の大導師たるべきなり、国主此の法を立てらるれば、富士山に本門寺の戒壇を建立せらるべきなり、時を待つべきのみ、事の戒法というは是れなり、就中我が門弟等此の状を守るべきなり

弘安五年壬午九月 日

日蓮判

血脈次第日蓮日興

「釈尊五十年の説法、白蓮阿開梨日興に相承す。身延山久遠寺の別当たるべきなり。在家出家共に背く輩は非法の衆たるべきなり

弘安五年壬午十月十三日

日蓮判

武州 池上

日蓮正宗聖典には前者を、日蓮一期弘法付嘱書、後者を身延山付嘱書として掲載しておる。

このことの一番古い文献は、祖滅九十九年にかかれた、富士妙蓮寺日眼の、五人所破抄見聞に「日蓮聖人の御付嘱、弘安五年九月十二日、同十月十三日の御入滅の時御判形分明也」と、書かれ、

「一瓶の法水を日興に御付嘱あり、日興も寂を示し給い次第に譲りて当時末代の法主の処に帰り集まる処の法華経なれば法頭に在らず也、秘すべし。口外すべからず、六老僧ありと雖も法主は白蓮阿闍梨に限り奉る也、在世には唯我一人の大導師は積尊也、末代には上行菩薩本門の別付属唯我一人也、いかでか告勅に背いて唯我一人の法花経を六人迄御付嘱あらんや、六人の上首は日興上人也、例せば四大菩薩の上首は上行菩薩なるが如し」（要集第四卷九ページ）と言われている。

祖滅一八七七年に要山十六代住本寺十代日広が二箇相承を重須にて拝写し、左京日教は祖滅二〇七十八年に「類聚翰集私」と「六人立義破立抄私記」に二箇相承を全文引用しており、これは、富士宗字要集（巻二、巻四）にのせているところである。

さてこの二箇の相承の紛失事件が起きたのが、祖滅三百年の天正九年の三月十七日のことである。

宗学要集の第九卷二二ページに「二箇相承紛失の由来」（年月不記の案文、妙本寺日我の筆に依る、祖滅三百余年のものか）とあるので長文ながらそれを引用してみる。

「抑も駿河の国は久しく今河殿の分国なり、而るを隣国甲斐の国主武田晴信出家の後信玄と号す。去ぬる永禄十一年戊辰十二月駿府へ打ち入り一國皆押領して、信玄同く子息勝頼二代の間首尾十五年之を持つ（永禄十二年二月四日北山本門寺諸堂武田信玄の兵火に罹り、御影を沼津在静浦本

能寺に移す、二月七日大石寺諸堂武田信玄の兵火に罹る。七月十五日、武田信玄高札を西山本門寺に与う。天正九年辛巳三月、富士の西山に日春という大悪僧あり、年来様々の邪義を構えて重須本門寺と取合うなり、然れども事成らざる処に甲州に有徳の檀那あり、是を語らい、巧言令色賄賂を先として奉行国主に之を訴う。本門寺の御大事殊には二箇の相承を取らんとす、勝頼許諾なり、仍てて人衆百人ばかり日春に指し添え本門寺に向けられる。日春門前に在って俗衆数多寺中に指し入りいわせけるは、甲州より御使いなり、勝頼の御掟に云く身延山の重宝本尊等此程失せたり、之によって分国中の諸寺を御尋ね候、当時の御大事箱直見申し候云云、時の住持日殿の云く当寺には全く左様のもの之なし云云、使衆云く是非分明に見申すべしと云云、日殿自体は臆病にして、又工夫浅き人にてあり尤に候とて、ふるいふるい座をたち、御大事箱をとり出し蓋を開け一一に是をみせらるる、使衆云く、此の箱急ぎ蓋をおさめ符を御付け候へ、こなたも封をつけ申すべしと云云、その故如何、使云く、日春訴によつて御披見あつて是非の決判あるべしの御掟なり、急ぎ甲府へ越し申すべしとて其のまま押とつて行く間、住持も衆徒も力及ばず、然して甲府へ取よせ、館の内に毘沙門堂とて持仏堂あり之に納めあり、翌天正十年壬午三月十一日、織田信長甲州へ打ち入り、勝頼父子御前女房衆、その外武田一族類宿老眷属皆悉く滅亡し、新羅三郎義光の嫡子武田冠者義清已来五百余年、安緒の国一日の中に跡形なくなりおわんぬ。悪人の訴によつて悪行を極め蒙むる処の現罰同前なり、有る経に云く仏教を破れば亦孝子なし

云云、

其日の乱入に彼の二箇の御相承並に大聖開山御筆の曼荼羅三四十幅濫妨にとられたるか、何所に御座候とも、誰人の所持なりとも、大聖開山の御血脈相承富士門家の明鏡たるべし、後世此旨を存すべき者なり、仍て之を記す。

日長、日正、目提、日侃、日我」

以上が要集に載せる二箇の相承紛失の由来である。

(註一) 高橋入道殿御返事(全集一四五八ページ)

(註二) 法華宗内証仏法血脈

一一

二箇相承の傍証は、聖滅九十九年(二三八〇)の、五人所破抄見聞に現われる。

「日蓮聖人の御付嘱、弘安五年九月十二日、同十月十三日の御入滅の時の御判形分明なり。爰に本因妙の行者日蓮大聖人は釈迦如来娑婆往来八千度の間は、本時の寂光土にありしが、此の界内同居の愚機の為に、名字初信の行者として末法に出世し王処は今時の寂光なり、是れ即我本菩薩

の道を行じ成ずる所の寿命今猶未だ尽きず（略）御内証より出世を起し給う、名字の妙法を通達し給い、釈尊出世の施化爾前四十余年にも秘し迹門十四品の間にも秘し、本門寿命品に於ても秘密し給う処の御内証結要五字の真文を譲り給うと云へども、無常の相を娑婆に訓え、一瓶の法水を日興に御付囑あり、日興も寂を示し給い、次第に譲り給いて当時末代の法主の処に帰り集まる処の法華経なれば法頭にて在すなり、秘すべし、口外すべからず、六老僧ありと雖も、法主は白蓮阿闍梨に限り奉るなり、在世には唯我一人の大導師は釈尊なり、末代には上行菩薩本門の別付囑唯我一人なり、いかでか、告勅にそむいて唯我一人の法華経を六人までに、御付囑あらんや、六人の上首は日興上人なり、例せば四大菩薩の上首は上行菩薩なるが如し」（註一）

四条金吾殿御返事に、

「正法をひろむる事は必ず智人によるべし、故に釈尊は一切経をとかせ給いて、小乗経をば阿難、大乘経をば文殊師利、法華経の肝要をば、一切の声聞、文殊等の一切の菩薩をきらいて上行菩薩をめして授けさせ給いき」（註二）

唯授一人のことは御書にもある。押して知る可しと言ふべきか。

その後聖滅二百七年に左京日教は「類聚翰集私」と、聖滅二百八年の「六人立義破立抄私記」とに、二箇の相承を全文引用しておる。そして「類聚翰集私」の四には、

「日蓮聖人御入滅ある時補処を定む。その次その次に仏法相承して、当代法主の所に本尊の躰

あるべきなり、此の法主に値ひ奉つるは、聖人の生れ代りて出世したまう故に、生身の聖人に値遇結縁して、師弟相對の題目を同声に唱へ奉り、信心異他なく、尋便來帰成使見之ず、何ぞ末代の我等、三十二相八十種好の仏に値い奉るべき、当代の聖人の信心無二の所こそ生身の御本尊なれ、(略) 釈尊と聖人と互為主伴したまう事を知らざるなり」(要集第二卷三〇九ページ)とその信心の程を表わして、一箇相承に言及しておる。

さてさきに宗学要集にのせる所の「二箇の相承紛失の由来」を掲載したが、これはあく迄も、北山本門寺所蔵の二箇相承が増山権右衛門によつて奪われたのであつて、これが真書ということの証拠はない。或は写しであるのではなかつたかしらと、疑つてみたらどうなるか。既に聖滅三百年であることを思えば、写しであつても真書同様に尊重したと思われるのである。若し二箇相承の真書が、北山本門寺より、武田勝頼の臣によつて奪われたとするならば、大石寺には、二箇相承が始めからなかつたという矛盾が起きるのである。これは大変なことと言わねばならない。

大石寺のみに、今なお二箇相承の精神が、僧俗の信心に生きておることを思えば、大石寺に二箇相承の真書も写しも最初がらなかつたと言うのでは道理が通らないのである。左京日教の二箇相承の写しは、前述の如く富士宗学要集に掲載しておるが、それが真書を拝見したのか、写しを写したのかは、今決定ができない。但し、日辰伝の永祿二年(聖滅二七八)には、「所謂二箇の御相承、本門寺の額、紺紙金泥の法華經、本尊十七鋪、安国論、皆迷く蓮祖の御筆跡なり」

とあるから、北山所蔵の二箇の相承は写しとはいえないが、この中に本門寺の額が加っており、二箇の御相承を所謂と称しておるところから推理して、書面通りにはうけとれぬところがある。しかも日辰は、会津実成寺宝物記録によると、二箇相承を写した文の末文に「此の外大石寺に一紙、御付囑状是有り、広格異耳、要法寺日辰」とあるから、大石寺にも御付囑状があつたことは肯定できる。

二箇相承については、大石寺の御歴代のものとしては、第十四代日主上人の書写になるものがあると伝えるが、筆者は未見である。

何故筆者が北山所伝の二箇相承に対して、真書か写しかと言う疑問をもつのは、二箇相承は武田方に奪かねて紛失したと称しながら、その後三十年して、北山の養運坊日健が、駿府城に奉持して家康に拝見させたといふことの不思議さである。

「日蓮校割（校は借字交割、引渡す、新旧両官が事務の授受をなすこと）相承文

富士郡北山村字重須、多宝富士山本門寺日蓮宗寺領にあり。

駿府政事録に云く、慶長十六年十二月十五口、今晚不二本門寺、校割二箇相承、後藤庄三郎光次、御覽に備う。その詞に云く、釈尊五十年仏法白蓮阿開梨日興に之れを付囑す云々はを以て之を按ずるに、日蓮爾前経を捨てざる事分明なり、後來到来末派本源に暗し、而るに僅に四十余年未顕真実の一語を以て、爾前の教之れを棄損すべしと、是は祖師之本意に非るものなり。

御前に於いて沙汰あり、北山本門寺当住日□云く、慶長十六年十二月仏法相承之儀きこしめされ十日御尋の沙汰之れあり、その時の住持目健眼病相わずらい、則ち役僧養運坊を以て、同十四日駿府に着、同十五日登城、後藤庄三郎取次を以て上覧に備え奉う、二箇の相承文に曰く、（以下二箇相承全文を記す）^一

右記の文中の劈頭の校割は、引渡すことだが我は之を与へ彼は受けて双方が關係をたつの意があるから、校割は僧の用語ではなく全くの俗語であつて、ここでの使用は先ず不穩当であると思ふ。

さてここで何故二箇相承が駿府政事録にのせられたかの、歴史的背景を理解しなければならぬのである。

「加茂川の水、双六の骰の目とともに、帝王の意といえども、これを従わせることはできなかつたといわれるほどに、古代以来強大な勢力をほこつてきた大寺院に、まづ徹底的破壊を加えたのは織田信長である。それをもつともよく代表するものは元龜二年（一五七一）の比叡山焼き打ちである。

農臣秀吉の寺院に対する態度は信長の破壊とは異り、むしろ信長がつぶしたものを復興したところが多い。たとえば、延暦寺は信長の生存中は再建を許されなかつたが、天正十二年（一五八四）に秀吉は再興のための募金を許可している。しかし秀吉の復興といつても、それは堂塔の再

建などをさせたまでであつて、寺院の政治的社会的実力がもともどつたわけではない。信長は武力を行使して大寺院をたたきつぶしたのだが、秀吉は堂塔を再建しつつ、他面、検地と刀狩りによつて寺院勢力の基礎を無力化していったのである。秀吉の作り上げた政治権力と社寺との關係を、法律、制度によつて固めあげたのは徳川家康である。信長、秀吉、家康三代の社寺政策の特色を象徴的にいうならば、信長は焼き打ち、秀吉は検地、刀狩りであるのに対し、家康は社寺への法度である。

江戸幕府が社寺一般の規則を發布するのは寛文五年（一六六五）七月になつてからであるが、慶長の中ごろから元和のはじめにかけて、各宗各派に対し個別的に法度を施行している。それらの法度を通じて幕府が強調しているのは、第一に僧侶の学問奨励である。学問修行を怠る者は寺においてはならぬこと、住職や高い僧官、僧位は学問のすぐれた者のみ認めることなどをうたつている。僧侶の関心を学問に集中させて、社寺が世俗的勢力を拡大するのを防ごうと意図したものである。

その学問の認定は家康自身が五山の僧侶を試験した。また、家康はしばしば諸宗の有力な僧侶をよんで、法門をきき論議をさせた。家康は僧侶の論議をかぎ分ける力をもつていたらしい。学問の有無の認定、ひいては僧侶、僧位、任免の判断は世俗的権力の意志にまかせられることになのである。学問奨励もけつして自由な空気のなかで勉学にはげませるものではなかつた。

寺院法度全般に共通する目的の第二は、本寺末寺の確立である。仏教各宗各派すべてに本寺を定め、他の寺院はその末寺か本寺に不服をもち、幕府に訴え出たとしても、よほどの悪事や失態が本寺にないかぎりには末寺か敗訴となった。また宗派における師弟の関係、寺内における住職と衆僧との関係、いずれもきびしく上下の関係が定められた。徒党をくむ衆徒はもちろん、師の命にしたがわぬ弟子も寺を追放と規定されている。

寺院法度の目的として、第三には、僧官、僧位の授与などにおける朝廷の権限を抑制したことが指摘できる。(僧官僧位の授与は平安の昔から天皇の権限であった)幕府がこういう方針をとったため、秀忠の大御所時代、幕府は後水尾天皇の発した論旨を多く無効としたので、天皇が怒って讓位する事件まで起こしている。

幕府がこれらの法度を作成、施行するに当っては、僧侶の意見を参考にせねば、宗教界の内部事情がわからなかった。そこではじめ秀吉以来外交文書を扱った関係で、相国寺の西笑承兌が相談にあづかり、慶長十二年(一六〇七)承兌の死後は同じく相国寺の円光寺閑室元佑が宗教行政に関係していた。承兌の後任として外交文書の係りに任ぜられた、金地院崇伝が、慶長十五年ごろから宗教行政面にも用いられるようになった」

三

家康が僧侶の法論を聞き分ける力をもっていたらしいことと、本寺と末寺の別を明確にし、本寺に強い権限をもたせた点と、日蓮宗の不受不施、受不施の問題で手をやいて、日蓮宗にかぎって、家康の存命中に法度を下さなかったこと等が重なった歴史的な背景となつて、慶員十六年(祖滅三百三十年)十二月十五日に重須養運坊、本門寺棟礼、二箇相承を徳川家康の台覽に供すという、富士年表の事項とたつたことと推量するのである。

家康が僧侶の法論を聞き分ける力をもっていたらしいということから、慶長十六年十二月十五日の、二箇相承について「釈尊五十年の説法白蓮阿闍梨日興に相承す」というところをみて「神君これを御覧じて、彼徒爾前の説という事を頻りにいいののしるは、其宗の本源を知らざるか、此の文をみれば、四十余年未顕真実の義にはわたらざるか。五十年の仏法とあるからはと也」と言われるところが、論の正否は今は問はず、面白いところである。

故に富士宗学要集第九卷の二十一、久遠寺の古状に、

「祖滅三百余年、久遠寺日珍の筆か尾缺のもの妙本寺に在り」と、註があつて、その下に、「今

前半不用の分を省く。

○ 重須の御大事西山に納り候処に乱取り仕り候、甲府の岡右衛門と申す者目安（箇状書きの訴状）を上げ申し候所に、西山側より取帰し江尻に籠め置かれ候、時に又西山も目安をもつて所望申された候。その時重須と西山と駿府に於いて対決候、然りと雖も重須も西山も兎角の儀之なき所に、家康の云く御僧達は如何様の義あつて踞（うづく）まれ候やと御尋なされ候へども、両住持共に相互に辞退あつて兎角これなし、又家康云く、世間と仏法とは同か異かと云へり、御傍に他宗の長老二人あつて云く、同と云云、さては二十年すぎて候公事に入るべからず候、その時西山の日春云く、釈迦の説教は二千五百余年に罷かり成り候、それぞれ沙汰いたして以つて仏法と云う時は異なる。家康の云くその説教は衆生利益に自他の宗旨をたつるときく、加様の六かしき公事をせよと云う仏説は珍らしき次第なり、とかく、我は無知なり、破戒なり、此の沙汰は知るべからず、その上今川御先祖に御器用の守護等これ多し、その時、落著する所を只今我が分別として、三百年來もち来る重宝などをとかく云うべからず、勝頼の如き物数寄（ものずき）なる事は、智恵あつての事なり、家康は是非の沙汰は申すべからず、御大事は三百年もち来る（己下缺）とあるが、二箇相承を前にして、家康のどつちにもつかぬ態度が面白い。そしてこれは次のような経過がわかると多少想像がつくと思う。それは、

「天正九年、高祖三百忌なり、西山日春、邪義を企てて、三月十七日、武田勝頼の印判を以つ

増山権右衛門、西山衆と重須に押しよせ二箇相承を奪う」（註一）とある、前掲の西山日春は、二箇相承を重須本門寺より奪った日春である。

重須北山本門寺第十代日殿は、二箇の相承紛失の翌年の、天正十年二月六日に、武田方に二箇相承等の奪われた宝物の返還を訴願したが、果たすことが出来なかつたので、その責任をとつて断食憤死しておる。

この日殿憤死の遺恨は、敵將勝頼に通じたかの如く、勝頼は僅かに三十九日目の三月十一日に自殺して果てておる。

筆者も二、三年前、勝頼の自尽の地、景德院や、天目山栖霞寺を訪れたことがあるが、勝頼、勝頼の夫人、その子信勝、それぞれの自尽の場所が、小さな石で示されておるのをみた。さすがに思わず時の経過を忘脚して、暎の中に、非惨な情景が思い浮かべられて、今なお鬼気せまるものがあった。場所は笹子のトンネルを出て車で十分、右手の山入って三十分ぐらいの所にある。

史書によれば、

「勝頼は諏訪により陣を撤退して新府城（現在の葦崎）に去らんとしたが、津留郡の豪族小山田信茂のすすめにしたがつて、三月の三日には新府の居館を焼いて、居城の岩殿城におもむくことになつたが、その敗走中に、小山田信茂は、笹子峠において叛心をいただき、勝頼を邀撃した。勝頼はおどろいて天目山にこもろうとしたが、兵士はほとんど逃散して、したがうものは僅かに四

十一人というありさまであった。やむなく田野（たの）という所の一民家に入り、しばらくここにかくれたが、十一月になって、滝川一益、河尻秀隆らの兵が来攻したので、勝頼は夫人と子の信勝とともに自尽し、四十一人の侍たちと、五十人の上臈たちがここに殉じたのである。信玄の没後わずかに十年で、武田氏領国の、甲信の一門や将兵が、勝頼に離叛していったということは、まったく驚くべき事実であった。これはいったいどうしたことであろう。これにはいろいろな理由があるが、信玄の内政は山地の多い後進的な甲・信の領国に、急速な強兵策をはかることよって、いもおうの成功をみたけれど、それだけに民衆にはかなりの重圧がかかっていたのである。その領下の民衆の生活はきわめて苦しかったはずで、領国内の逃散の禁止と、逃散農民の還任政策がくりかえし出されたのをみても、すでに不満が触発する危険を多分にはらんでいたことが考えられる。いわば一世の大事業の反動が、二世の時代に現われてきたのである。

そのうえ信玄の存在が大きく、その喪をながく秘していたことが示すように、勝頼の立場は、当初から軽小に見なされてしまった。そこで、勝頼は必要以上に強力な行為や態度を示し、作戦にあたって、老臣の意見を無視することが多かった。しかも、その計画は、長篠合戦の経過が示すように、勝頼の側の失敗に終わることが多かったから、しだいに属将からも見放されてしまったのである。いわば勝頼は「御曹子」の典型的存在で、かれ自身、力量をもちあわせながら父信玄に比較して自信がなく、それを意識し、克服しようとする、かえって独走してしまい、信

長、家康を相手として領内の支持がえられず、自己の実力を發揮することもできなかった」（註二）とある。

「人は石垣、人は城、情は味方仇は敵」という有名な歌があるが、史書は勝頼につらく当たっている。二箇相承の紛失は、勝頼に責任なしとはいえぬだろう。勝頼は味方にそわかれて——日殿の呪いの恐ろしさを示すように、日殿憤死後の二十四日目勝頼は先づ自界叛逆の難に遭遇しておる。即ち、三月一日には駿河口の主将である江尻の城主穴山梅雪が、家康の甘言にのって勝頼にそむき、梅雪は勝頼の姉婿であるのにかかわらず雨夜にまぎれて甲府の妻子をぬすみだすということがある、駿河口は完全に家康の手におちていたのである。江尻は今の清水市に合併されておるが、今でもここから富士河を伝って甲府にゆくのである——武士としては情けない山中での自尽は仏罰と言ふべきではなからうか。

勝頼の最後は二箇相承紛失の仏罰とするが、筆者のこじつけと思う読者は、左の文献を読んでいただきたい。即ち勝頼の父武田信玄については大石が原の仏法に敵対する大罪至極なりと、富士宗字要集第一巻、物語抄住跡上にあるので、ここに引用して置く。

「甲州の大泉寺は武田信玄の祈願所なり、信玄の本生は曾我五郎時致の再生である。大泉寺には日蓮大聖人の聖教が多い。これは信玄が身延山より奪ってきておさめたもので、金泥の法華經一部もあつた。大泉寺の寺内には池があつて富士見の池と言つて、常に富士山の影を浮べるので、

かく名づけられている。此の池より流れる川水を富士川と言うのである。信玄は過去には少し親不孝の心があつて、再び人間に生ると言へども身に八逆罪を犯した。第一に父信虎公を追い出し、吾が子を殺す。一門を亡し仏神を焼く、中かんずく永禄十二年二月七日北山本門寺の堂を焼き同六月、大石寺の堂閣を焼き僧衆を責めさいなんだ。あまつさえ、永禄十三年信玄出陣にさいし大石寺の境内を以て陣屋となし、根方興国城を攻めた。然る処、八月十二日大風大波たちよつて原吉原の道で、源氏重代の八幡の旗を津波にとられ、軍勢を沢山ながされた。信玄は近習の侍のみとなり、此の大石が原を逃げ帰った。終に甲府に入る後、出づることなくて死去し終はる。されば信玄が本生は、曾我の五郎であつて、大石が原で祐経をうつて孝の一分に似たれども実の孝に叶はず、故に悪人なる信玄を生ずるに至り、罪障を重ぬ、此の大石が原の仏法―大石寺の正法―に敵対する大罪至極なり、何ぞ浮ぶ時あらんや、後代の為に之を記し置く、具に武田軍記、甲陽軍記、信長軍記等の如し」とある。

右の文によれば、信玄は身延山より大聖人の聖教を奪つたとある、勝頼の名を以つて二箇相承を奪うのも偶然ではなく、親の因果が子に報うということであろうか。親子二代に渡つて、大石が原の仏法に敵対したことは、恐ろしい結果を招来したと言ふべきである。

世は戦国時代で、国をとつたり、とられたりした時代である。勝者は敗者を殺す権利をもつて

いた時代である。品物の所有権は常に勝者にあつた。一国の領主が変ると、自分の所有物でも、確認して貰わねば所有権が成立しない。寺の宝物、什物も、領主が変る度毎に、寺側から宝物什物を書きあげて、領主に確認してもらつて、安堵の胸をなでおろすのである。その公認の文書を安堵下文（あんどくだしふみ）というのである。大石寺の長持にこの下文が十数葉保存されて當時を物語っている。こんな調子であるから、明かに重須所有の二箇相承であつても、一度それが、たとえ謀略であつても、西山の所有に帰すと、これを実力で奪い返す以外には、その手段がなかつたのである。故に北山の宗徒が西山本門寺を焼くというような事件も起きたのである。このへんの事情がなつとくされると、富士年表にのせる、天正十年十月二十八日徳川家康の臣本多作左衛門、武田押奪の宝物をとり返し、西山本門寺に寄進する、という事項がやや了解されるのである。北山本門寺に宝物をかえさないで、西山本門寺に寄進というところに着目すると、西山本門寺に実力があつたのであろう。本多作左衛門は歴史辞典によると、本多重次―一五二九―九六―安土桃山時代の武将、天文四年より徳川清康に仕え、のも広忠、家康に歴任、永禄八年（一五六五）三月七日奉行となり、鬼作左の名をえ、諸方に転戦とある人である。

「本多作左衛門状、祖滅三百一年、本多左衛門重次は徳川家康の重臣なり、重須の重宝武田家に押奪せられ次で滅亡の際、此の重宝散乱したるに依り、北山も此の回収に苦心し、西山は後の甲州領主徳川の重臣に托して、此の重宝の獲得を謀りしこと此状に委曲なり、正本西山にあり（堀

日亭上人の註

今度大乱につき、日蓮の御筆拙者、改め出し申し候処、黄金五百兩の御礼として下され候はんととの御兼約候つる処、末代のために候間、五百兩の金をとり申さず候、彼の日蓮の御筆新寄進として永く進せ置き候、是を以ていよいよ勤経をも御無沙汰なき様に仰せつけられ候て、然るべく候、右の旨、彼の御筆どもに、若し横合の者御座候とも、拙者進し置き申す上は違乱少しも御座あるまじく候、右の旨、駿甲の御檀方へ仰せられ候べく候、仍て置状件の如し

天正十年十月廿八日

本多作左衛門在判

本門寺日春上人様

(註二)

さて右の文献中の日蓮御筆の宝物の中に、二箇の相承が含まれておるとすれば、本門寺の日春こそ、駿府の家康の台覧に供うべきであるのに、そういうことはなくて、鬼作左の寄進文中の「横合の者御座候とも、拙者進し置き申す上は違乱少しも御座あるまじく候」とは、これは北山本門寺方を指しての含み言葉と思うのである。ところが、そういわれてる北山本門寺側から、しかも盗まれたと追訴しておる側から、二箇の相承を、駿府の家康に台覧したというのは、如何にも解せないことである。

若し推理が許されるとすれば、慶長十六年に、駿府の家康の台覧に供へた二箇の相承は、古来よりその伝来を云々していた北山本門寺の所有していた写しであるという外はないのである。では、西山木門寺の所有に帰した宝物中の二箇相承は真書であったのかと言うと、これもどうも真書と断定ができず、一層古いやはり写本ではなかったのではないかしらと思う、では真書は何処にいったのであろうか、これは決して消滅してゐる筈はない、いつの日か出てくることであらうと思ふものである。

しかしながら、日蓮正宗の化儀化法に、一箇相承の精神は七百年來厳然として生きておることを思へば、一箇相承の所在は強いて問わなくとも事実がその存在を示しておるというべきである。

富士宗学要集には武田勝頼の書状というのがあるが、年号が二箇相承が盗まれた天正九年より二十四年前の永祿元年になつておるので、全く信用ができない。

家康の僧侶に対する態度について、有名な「国家安康」という方広寺の銘について、僧侶を試験したことがあるので、ついでに読んでいただきたい。

「国家安康の四字は、家康の名前を引きさいて、家康を呪つたものだという。これについて家康は側近の板倉重昌を京都につかわし、この四字をふくめて、銘文全体の批判を、臨濟宗五山の住職らに書き出させた。五山の長老連がどんな答えをしてくるかは、家康に予期しうるところであった。一つには此の文章を書いた清韓文英が秀吉に用いられた人で、秀頼の帰依を受け洛陽無雙

之智者と称せられ、名筆の評判が高かったため、多くの禅僧からねたまれていたからである。

第二に家康は禅宗の僧侶の大部分が気骨に乏しく、権力者に追従することを知っていた。これより先き慶長十九年の三月七日（家康が方広寺大仏開眼供養の延期を命じたのは同年の七月である）家康は五山の僧を駿府によび集めて試験をした。すなわち論語の中にある「政をなすに徳をもつてするは、たとえば北辰（北極星）のその所において、衆星のこれにむかうがごとし」という文章を題として、これについて作文させた。

出て来た答案はほとんどすべて「天下がよく治まっていること北辰が動かざることがごとく、徳川の御代は万々歳だ」などと、時世にこび、家康に追従をのべるものばかりであった。家康はこれらを見て「面白くないことばかり書いてある。北辰が動かさずにいて、多くの星がそれを中心にしてまわっているように、天下の者が君主の徳をしたって来る。その徳とはどのようなことを考えるのが肝心なのだ」と批評したという。家康は五山の塔頭の知行の大小を調査し、学問ある僧のいる院には知行を増し、無学の僧の院の知行は削れと命じた」（註四）

（註一） 要九卷の二四。ページ

（註二） 「日本の歴史」十二卷 中央公論社

（註三） 要八卷の一七四。ページ

(註四)

「日本の歴史」十三卷 中央公論社

